

○航空自衛隊航空交通管制規則

昭和 32 年 11 月 27 日 航空自衛隊達第 50 号

航空幕僚長 空将 佐藤毅

改正 昭和 34 年 9 月 29 日 航空自衛隊達第 64 号 昭和 53 年 2 月 27 日 航空自衛隊達第 3 号

昭和 36 年 6 月 17 日 航空自衛隊達第 37 号 平成元年 3 月 16 日 航空自衛隊達第 25 号

昭和 36 年 9 月 22 日 航空自衛隊達第 57 号 平成 12 年 12 月 11 日 航空自衛隊達第 53 号

昭和 36 年 9 月 29 日 航空自衛隊達第 58 号 平成 19 年 1 月 5 日 航空自衛隊達第 1 号

昭和 39 年 4 月 23 日 航空自衛隊達第 24 号

昭和 41 年 3 月 5 日 航空自衛隊達第 4 号

航空自衛隊航空交通管制規則を次のように定める。

航空自衛隊航空交通管制規則

(目的)

第 1 条 この規則は、航空自衛隊における航空交通管制を適正かつ効果的に運用するために必要な基準及び手続を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規則は、航空交通管制区または航空交通管制圏を航行する航空自衛隊の航空機、飛行場地区内を行動するすべての車両および人員ならびに関連法令等に基づき管制業務を行う航空自衛隊の管制機関に適用する。

2 自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 84 条の規定による措置を命ぜられ、又はそのような訓練を行なう航空機及び国土交通大臣と防衛大臣が協議して定める大規模な演習に参加する航空機に対する航空交通の指示、飛行計画

の承認及び航空警戒管制部隊が行なう誘導に関しては、「国土交通省の航空行政と自衛隊の業務との間の調整に関する覚書」第5条によるものとする。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 航空交通管制業務 航空交通管制を担当する部隊又は部外機関（以下「管制機関等」という。）が航空交通の安全、秩序及び能率化を図る業務をいう。
- (2) 管制員 飛行場管制所、進入管制所、ターミナル・レーダー管制所及び着陸誘導管制所（以下「管制施設」という。）において航空交通管制業務を行う隊員をいう。

(基準及び指示)

第4条 航空交通管制実施の基準は、この達及び次の関連法令、規則等による。

- (1) 航空法・同施行令・同施行規則
- (2) 飛行場勤務を担当する飛行部隊長の定める飛行場運用規則
- (3) 航空幕僚長が関連法令等又は関係機関との協議に基づき発する指示及び通達等

2 機長は、前項の諸規則を厳守し管制員の指示に従わなければならない。

(管制員の勤務時間)

第5条 管制員の当該業務を行う時間は、別に定める航空交通管制実施細則による。

(管制員の資格)

第6条 管制員の免許及び技能証明に関しては別に定める。

(細部規則)

第7条 本規則に基く実施上の細部は、航空交通管制実施細則により定めるものとする。

(委任規定)

第8条 航空支援集団司令官は、航空幕僚長の承認を得てこの規則の実施に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

この達は、昭和32年11月27日から施行する。

附 則 (昭和34年9月29日航空自衛隊達第64号)

この達は、昭和34年9月29日から施行する。

附 則 (昭和36年6月17日航空自衛隊達第37号抄)

1 この達は昭和36年7月1日から施行する。

付 則 (昭和36年9月22日航空自衛隊達第57号)

この達は、昭和36年9月22日から施行し、〔中略〕昭和36年7月15日から適用する。

付 則 (昭和36年9月29日航空自衛隊達第58号)

この達は、昭和36年10月15日から実施する。

附 則 (昭和39年4月23日航空自衛隊達第24号抄)

1 この達は、昭和39年4月23日から施行する。

附 則 (昭和41年3月5日航空自衛隊達第4号)

この達は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年2月27日航空自衛隊達第3号)

この達は昭和 53 年 2 月 27 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 16 日航空自衛隊達第 25 号）

この達は平成元年 3 月 16 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 11 日航空自衛隊達第 53 号）

この達は平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 5 日航空自衛隊達第 1 号抄）

1 この達は平成 19 年 1 月 9 日から施行する。